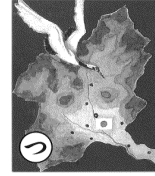




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年6月23日(火) 号外(第5号)

## 目次

ページ

### 人事委員会規則

○群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

2

## ■ 人事委員会規則

群馬県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年六月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

### 群馬県人事委員会規則第二十一号

#### 群馬県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特種勤務手当に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

(防疫等作業手当の特例)

- 2 条例附則第五項の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。
  - 一 新型コロナウイルス感染症(条例附則第五項に規定するものをいう。以下同じ。)の患者又は感染の疑いのある者(以下「新型コロナウイルス感染症の患者等」という。)に対して面接して行う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十五条第一項の規定による質問又は調査の作業
  - 二 新型コロナウイルス感染症の患者等に対して行う検体採取又は検体採取補助の作業
  - 三 新型コロナウイルス感染症の患者等の移送の作業
  - 四 新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着した疑いのある物件の処理の作業
  - 五 新型コロナウイルス感染症の患者等が滞在するための施設において行う全体調整、保健医療又は生活支援の作業
  - 六 前各号に掲げる作業に準ずる作業として人事委員会が認める作業
- 3 条例附則第六項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - 一 前項各号(第四号及び第六号を除く。)の作業 三千円(人事委員会が定める作業に従事した場合にあっては、四千元)
  - 二 前項第四号の作業 第五条第二項第一号で定める額にその百分の百に相当する額を加算した額
  - 三 前項第六号の作業 次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - イ 前項第一号から第三号まで及び第五号の作業に準ずる作業 三千円(人事委員会が定める作業に従事した場合にあっては、四千元)
    - ロ 前項第四号の作業に準ずる作業 第五条第二項第一号で定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項及び第三項の規定は、令和二年二月一日から適用する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---